

総合磐城共立病院における肺結核患者の受入れ休止等について

総合磐城共立病院では、「第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関」として県の指定を受け、浜通り地域の感染症にかかる医療提供の役割を担っているところであります。

このような中、呼吸器内科の常勤医師が退職する予定であることから、これまで関係機関に対し専門医派遣の働きかけを行ってきたところですが、その目処が立たず、常勤医師が確保できるまでの期間、肺結核を含む呼吸器疾患患者について受入休止とせざるを得ない状況に至りました。

つきましては、平成 29 年 2 月 20 日から、共立病院における呼吸器内科の診療体制を制限させていただくとともに、新規の肺結核患者等の対応を次のとおりとさせていただきますので、お知らせします。

(共立病院の診療制限の内容)

呼吸器内科の診療体制を次のように制限させていただきます。

- ・肺結核患者を含む新規入院受け入れの休止
- ・外来は、医療機関からの診療相談後の紹介患者及び再診患者の診療のみ実施

(事務担当)

総合磐城共立病院 医事課 医事係

電話 26-3997

(新規肺結核患者の対応)

入院が必要な肺結核患者が発生した場合には、県内の結核病床をもつ感染症指定医療機関にて対応することとなります。

※県内結核病床を有する感染症指定医療機関

- ・公立大学法人 福島県立医科大学附属病院 (福島市)
- ・福島県立医科大学 会津医療センター附属病院 (会津若松市)
- ・公立 藤田総合病院 (伊達郡国見町)
- ・福島県厚生農業協同組合連合会 白河厚生総合病院 (白河市)

(事務担当)

いわき市保健所 地域保健課 感染症対策係

電話 27-8595